

職員の期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する報告及び勧告の概要

平成21年5月13日
和歌山市人事委員会

◎ 勧告のポイント

本年6月期の特別給の支給月数2.15月分のうち0.2月分の支給を凍結する。

特別給について

1 特別調査について

市内の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の企業117社について、本年の夏季一時金の決定状況を把握するため、特別調査を行った。

2 特別調査の結果について

117社のうち97社からの回答があり、夏季一時金が決まっている21社の対前年増減率は、決定済企業従業員ベースで9.1%の減額であった。

3 特別給について

特別調査の結果から、本年6月期の特別給の支給月数2.15月分のうち0.2月分の支給を凍結する。

期末・勤勉手当合計月数（6月期）

職員	現 行			凍 結			6 月 支 給		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
一般職員	1.40月	0.75月	2.15月	△0.15月	△0.05月	△0.20月	1.25月	0.70月	1.95月
特定職員	1.20月	0.95月	2.15月	△0.10月	△0.10月	△0.20月	1.10月	0.85月	1.95月
再任用職員	0.75月	0.35月	1.10月	△0.05月	△0.05月	△0.10月	0.70月	0.30月	1.00月
特定職員	0.65月	0.45月	1.10月	△0.05月	△0.05月	△0.10月	0.60月	0.40月	1.00月
特定任期付職員	1.60月		1.60月	△0.15月		△0.15月	1.45月		1.45月

<人事院勧告の内容>

本年6月期の特別給の支給月数2.15月分のうち0.2月分の支給を凍結する。

職員の期末手当及び勤勉手当の
特例措置に関する報告及び勧告

平成21年5月

和歌山市人事委員会



和市人委第64号
平成21年 5月13日
(2009年)

和歌山市議会議長 遠藤 富士雄 様
和歌山市長 大橋 建一 様

和歌山市人事委員会

委員長 田中 昭彦

職員の期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する
報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する報告及び勧告について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

(1) 特別給改定についての基本的考え方

職員の特別給（期末手当・勤勉手当）については、例年5月から行う職種別民間給与実態調査において、前年の8月からその年の7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給の年間支給月数と合わせることであり、本年においても、職員の特別給については、例年どおり過去1年間に民間事業所で支払われた特別給の実績を支給割合に換算して比較を行い、必要があればその改定を勧告することとなる。

(2) 本年の賃金情勢と夏季一時金に関する特別調査の実施

本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、公表された民間労使の資料によると、前年比で大幅なマイナスとなることがうかがえた。このような急速かつ大幅な一時金の減少は極めて異例であるとして、人事院においては、緊急に民間企業の夏季一時金の決定状況を把握する必要があると考え、例年の職種別民間給与実態調査とは別に、その決定状況を把握するための特別調査が実施されることとなった。

本委員会においても、同様の趣旨により、和歌山県人事委員会と共同で夏季一時金に関する特別調査を実施することとした。

(3) 平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査の実施結果

ア 特別調査の概要

本年4月17日から27日までの間、本年の職種別民間給与実態調査の対象企業（市内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の企業）である117社を対象に、本年の夏季一時金の予定されている平均支

給額及び平均支給月数並びに前年の夏季一時金の平均支給額及び平均支給月数等を把握するため、特別調査を行った。短期間において限られた人員で調査を行う必要があることから、調査項目を限定し、できるだけ簡素に行うこととした。

その結果、今回調査の完了率は、82.9%となり、これを企業規模別に見ると、1,000人以上3,000人未満は66.7%にとどまったが、その他は76%以上となっている。

また、調査集計企業97社のうち、夏季一時金を決めたとする企業（年間一時金を決めた企業のうち夏季一時金の配分が明らかになっている企業を含む。以下「決定済企業」という。）は、21社であり、別表第1に示すとおり、企業割合で21.6%となっている。

イ 特別調査の結果

今回の特別調査の結果から、次のようなことが認められる。

(ア) 決定済企業に勤務する従業員数は、別表第1に示すとおり、全体の27.2%にとどまり、現時点では、全体の72.8%の従業員の夏季一時金が未定となっている。

(イ) 決定済企業における夏季一時金の対前年増減率は、別表第2に示すとおり $\Delta 9.1\%$ となっており、企業規模別に見ると100人未満では $\Delta 23.5\%$ と大きくなっている。

また、産業別に見ると、製造業では $\Delta 19.4\%$ 、金融業、保険業では $\Delta 16.7\%$ と大きくなっている。

(ウ) 決定済企業の従業員割合を産業別に見ると、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業では65.0%、卸売業、小売業では64.9%と大きくなっている。

(4) 特例措置の実施及びその内容

職員の特別給の年間支給月数については、(1)に述べたとおり、民間企業の支給実績を調査し支給割合に換算する従前からの方法による民間と

の比較に基づいて改定の要否を検討することが基本である。しかしながら、今回行った特別調査の結果をみると、民間企業における本年の夏季一時金は、決定済企業で昨年の夏季一時金に比べ△9.1%と大きく減少することがうかがわれることから、民間の夏季一時金と公務における特別給に大きな乖離があることは適当でなく可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましい。

本委員会としては、本年6月に支給すべき期末手当及び勤勉手当の支給月数について、何らかの調整的な措置を講ずることが適当であると考え。

その措置を行うに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- ア 今回の特別調査は、短期間のうちに、通常の職種別民間給与実態調査とは異なり、支給実績ではなく支給額の伸び率の把握を、実地調査ではなく通信調査で行ったものである。したがって、今回の調査結果には、支給実績調査と伸び率調査の違いによる調査結果の相違や、通信調査に伴うデータ確保の精確性等の不確定要素がある。
- イ 今回の特別調査による決定済企業の従業員数は、全体の27.2%にとどまっており、決定済企業の従業員ベースの夏季一時金の減少率（△9.1%）は直ちに全企業を代表するものとはいえず、あくまでも本年夏の予測値にとどまるものである。

これらの点からすると、現時点において、民間の夏季一時金が大きく減少していることを踏まえた措置が必要ではあるものの、本年の夏季一時金の全体状況を精確に把握することができないことから、本委員会としては、今回の調査により明らかになった民間の状況を反映させるため、暫定的な措置として6月期の特別給の支給月数の一部を凍結することが適当と考える。

民間における夏季一時金の対前年減少率は、決定済企業従業員ベースでは9.1%となっており、職員の6月期の特別給の支給月数（2.15月）を乗じて得られる0.2月分を特例措置による凍結分の月数とすることが適当と

考える。

また、その月数は、現行の6月期の期末手当及び勤勉手当の構成比に従い、それぞれ期末手当及び勤勉手当に配分（0.05月単位となるよう整理）するものとする。この結果、具体的には本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、一般職員で合計1.95月分（△0.20月分）となるほか、その詳細については別表第3に示すとおりとなる。

この特例措置による凍結分に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、本委員会は、職種別民間給与実態調査において例年どおり特別給の支給状況を調査し、本年秋には必要な措置を勧告することとしたい。

2 実施時期

この措置は、勧告を実施するための条例の公布の日から実施する。

3 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年5月1日、国会及び内閣に対して、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置並びに指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映について、報告及び勧告を行った。

そのうち平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置の概要は次のとおりである。

○人事院勧告の概要（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置関係）

1 特別給改定についての基本的考え方

民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握して支給割合に換算した上で、官民均衡を図り、必要があれば職員の特別給の改定を勧告することが基本

2 本年の賃金情勢と夏季一時金に関する特別調査の実施

民間企業の春季賃金改定において夏季一時金が大幅に減少していることがうかがえる状況にかんがみ、民間企業における本年の夏季一時金の決定状況を把握するため、約2,700社を対象に特別調査を実施

3 特別調査の概要

実施期間 平成21年4月7日～24日
 調査対象 職種別民間給与実態調査の対象企業から抽出した2,669社
 調査内容 本年夏季一時金の支給の決定状況
 本年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金
 前年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金
 完了率 75.6%（調査集計企業2,017社 うち決定済企業340社）
 調査結果 夏季一時金決定済企業の企業割合 13.5%
 夏季一時金決定済企業の従業員割合 19.7%
 夏季一時金決定済企業における対前年増減率 Δ 14.9%
 母集団の従業員ウエイトによる対前年増減率 Δ 13.2%

4 特例措置の実施

民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、12月期の特別給で1年分を精算すると大きな減額となることを考えると、本年6月期の特別給の支給月数について何らかの調整的な措置を講ずることが適当、現時点において夏季一時金の全体状況を精確に把握できないことから、暫定的措置として支給月数の一部を凍結することが適当

特例措置による凍結月数分は、6月期の特別給の支給月数（2.15月）に調査対象全企業従業員ベースで見た減少率（ Δ 13.2%）を乗じて得た月数を0.05月単位で切り捨てた0.25月分相当とすることが考えられるが、民間の約8割の従業員の夏季一時金が未定であること、産業別の改定状況に大きなばらつきがあること、暫定的な措置であることを考慮すると、特別給の改定幅の最小単位0.05月分を差し引き0.20月分とすることが適当

期末手当と勤勉手当への配分は、6月期の特別給の構成比に従って実施

職員	期末・勤勉手当合計月数（6月期）		
	現行	凍結分	凍結後
一般職員	2.15	0.20	1.95（期末：1.25（ Δ 0.15） 勤勉：0.7（ Δ 0.05））
特定幹部職員	2.15	0.20	1.95（期末：1.1（ Δ 0.10） 勤勉：0.85（ Δ 0.10））
再任用職員	1.10	0.10	1.00（期末：0.7（ Δ 0.05） 勤勉：0.3（ Δ 0.05））
	特定幹部職員 1.10	特定幹部職員 0.10	1.00（期末：0.6（ Δ 0.05） 勤勉：0.4（ Δ 0.05））
任期付研究員及び 特定任期付職員	1.60	0.15	1.45（期末：1.45（ Δ 0.15））

特例措置による凍結月数分の期末・勤勉手当の取扱いについては、例年どおり民間の特別給の支給状況を調査し、本年夏には必要な措置を国会及び内閣に勧告

5 実施時期

勧告を実施するための法律の公布の日から実施

別表第1 夏季一時金決定(妥結)済企業の企業割合及び従業員割合

企業割合	従業員割合
21.6%	27.2%

別表第2 夏季一時金対前年増減率

夏季一時金決定(妥結)済企業 における対前年増減率
△ 9.1%

別表第3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の月数

職 員	期 末 手 当	勤 勉 手 当	凍 結 分		
			期末手当	勤勉手当	
一般職員	1. 2 5月	0. 7月	△0.20月	△0.15月	△0.05月
特定職員	1. 1月	0. 8 5月	△0.20月	△0.10月	△0.10月
再任用職員	0. 7月	0. 3月	△0.10月	△0.05月	△0.05月
	特定職員 0. 6月	特定職員 0. 4月	△0.10月	△0.05月	△0.05月
特定任期付職員	1. 4 5月	—	△0.15月	△0.15月	—

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）について、次の措置をとられるよう勧告する。

なお、今回、勧告した特別給の支給割合の取扱いに関しては、本年の職種別民間給与実態調査においてその支給状況を調査し、改めて勧告することとする。

1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、和歌山市職員給与条例第26条第2項及び第3項並びに第26条の4第2項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数分とすること。

(1) 再任用職員以外の職員 1.25 月分（特定職員にあつては、1.1 月分）及び0.7月分（特定職員にあつては、0.85月分）

(2) 再任用職員0.7月分（特定職員にあつては、0.6月分）及び0.3月分（特定職員にあつては、0.4月分）

2 平成21年6月に支給する和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の期末手当の支給割合は、和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第5項の規定により読み替えて適用する和歌山市職員給与条例第26条第2項の規定にかかわらず、1.45月分とすること。

3 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査の概要	1
第1表 企業規模別調査対象企業数等	2
第2表 夏季又は年間一時金の決定状況	4
第3表 夏季一時金決定(妥結)済企業の状況	5
第4表 夏季一時金決定(妥結)済企業の対前年増減率等	6

平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査の概要

1 調査の目的

民間の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況を緊急に把握するため実施した。

2 調査期間

平成21年4月17日(金)～4月27日(月) (11日間)

3 調査の範囲

職種別民間給与実態調査の対象企業（企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間企業のうち、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「教育、学習支援業」及び「医療、福祉」に分類された企業）である117社

4 調査の方法

通信調査の方法により行った。

5 調査の主な内容

- (1) 本年夏季一時金の支給の決定状況
- (2) 本年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金
- (3) 前年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金

6 集計企業

97社（調査完了率82.9%）

7 集計

企業規模別、産業別（「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」及び「教育、学習支援業、医療、福祉」）の集計を行った。

第1表 企業規模別調査対象企業数等

その1 企業規模別調査対象企業数・集計企業数及び調査完了率

項目	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
調査対象企業数	117	24	12	6	49	26
集計企業数	97	20	8	6	43	20
調査完了率	82.9%	83.3%	66.7%	100.0%	87.8%	76.9%

(注) 上記集計企業のほか、回答はあったが、企業規模が50人未満であることが判明した企業が1社あった。

その2 産業別、企業規模別調査対象企業数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	10	3	2		3	2
製造業	44	3	3	4	19	15
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	28	8	1	1	10	8
卸売業、小売業	10	1	5		3	1
金融業、保険業	10	6	1	1	2	
教育、学習支援業、 医療、福祉	15	3			12	

その3 産業別、企業規模別集計企業数

産業	企業規模		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
	規模計						
		社	社	社	社	社	社
建設業	8		1	2		3	2
製造業	36		3	2	4	15	12
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	22		7		1	9	5
卸売業、小売業	6			3		2	1
金融業、保険業	10		6	1	1	2	
教育、学習支援業、 医療、福祉	15		3			12	

第2表 夏季又は年間一時金の決定状況

その1 企業規模別夏季又は年間一時金の決定(妥結)、回答状況等

企業規模	集計企業数	決定(妥結)済企業数		回答済企業数		未定企業数
		夏季一時金	年間一時金	夏季一時金	年間一時金	
計	97	21	5	2		69
3,000人以上	20	6	3			11
1,000人以上 3,000人未満	8	4				4
500人以上 1,000人未満	6	2	2			2
100人以上 500人未満	43	7		1		35
100人未満	20	2		1		17

- (注) 1 「決定(妥結)済企業」とは、調査時点で一時金の支給額等が決定又は労使交渉により妥結している企業をいう。(以下第4表までにおいて同じ。)
- 2 「回答済企業」とは、調査時点で一時金の支給額等を回答はしているが、決定又は労使交渉により妥結には至っていない企業をいう。(その2の表において同じ。)

その2 産業別夏季又は年間一時金の決定(妥結)、回答状況等

産 業	集計企業数	決定(妥結)済企業数		回答済企業数		未定企業数
		夏季一時金	年間一時金	夏季一時金	年間一時金	
建設業	8	2				6
製造業	36	8	3			25
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	22	4	2	2		14
卸売業、小売業	6	2				4
金融業、保険業	10	1				9
教育、学習支援業、 医療、福祉	15	4				11

第3表 夏季一時金決定(妥結)済企業の状況

その1 企業規模別夏季一時金決定(妥結)済企業の企業割合及び従業員割合

企業規模	夏季一時金決定(妥結)済企業 企業割合	夏季一時金決定(妥結)済企業 従業員割合
計	21.6%	27.2%
3,000人以上	30.0%	26.4%
1,000人以上 3,000人未満	50.0%	51.8%
500人以上 1,000人未満	33.3%	31.2%
100人以上 500人未満	16.3%	16.0%
100人未満	10.0%	10.0%

その2 産業別夏季一時金決定(妥結)済企業の企業割合及び従業員割合

産 業	夏季一時金決定(妥結)済企業 企業割合	夏季一時金決定(妥結)済企業 従業員割合
建設業	25.0%	28.9%
製造業	22.2%	14.4%
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	18.2%	65.0%
卸売業、小売業	33.3%	64.9%
金融業、保険業	10.0%	8.3%
教育、学習支援業、 医療、福祉	26.7%	0.6%

第4表 夏季一時金決定(妥結)済企業の対前年増減率等

その1 企業規模別夏季一時金決定(妥結)済企業の対前年増減率

企業規模	夏季一時金決定(妥結)済企業 対前年増減率
計	△ 9.1%
3,000人以上	△ 9.7%
1,000人以上3,000人未満	△ 3.7%
500人以上1,000人未満	△ 9.0%
100人以上500人未満	△ 2.1%
100人未満	△23.5%

その2 産業別夏季一時金決定(妥結)済企業の対前年増減率

産 業	夏季一時金決定(妥結)済企業 対前年増減率
建設業	△ 2.7%
製造業	△19.4%
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	△ 8.0%
卸売業、小売業	△ 4.5%
金融業、保険業	△16.7%
教育、学習支援業、 医療、福祉	0.9%

その3 産業別の従業員及び対前年増減率

産 業	調査対象企業における 従業員割合	夏季一時金決定(妥結) 済企業における 従業員割合	夏季一時金 決定(妥結) 済企業 対前年増減率
建設業	8.4%	3.4%	△ 2.7%
製造業	14.8%	8.6%	△19.4%
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	32.1%	77.5%	△ 8.0%
卸売業、小売業	3.9%	4.1%	△ 4.5%
金融業、保険業	16.8%	5.8%	△16.7%
教育、学習支援業、 医療、福祉	24.0%	0.6%	0.9%
産 業 計	100.0%	100.0%	

対前年増減率	夏季一時金決定(妥結) 済企業における 対前年増減率
	△ 9.1%